「平成28年度版　府税のしおり」

※「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」等の施行に伴う変更について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 頁 | 変更後 | 変更前 |
| P7P17P21P23P24P30P31 | ■法人府民税平成31年10月１日以後に開始する事業年度より、地方法人税の拡充に伴い、法人府民税法人税割の税率を引き下げます。現行： 4.2％(3.2％)　 →　平成31年10月以降 2％(1％)　※(　)は標準税率です。■地方法人特別税の廃止平成31年10月１日以後に開始する事業年度より、地方法人特別税を廃止し法人事業税に復元することに伴い法人事業税の税率を引き上げます。■自動車税（２）平成31年10月１日より自動車税・軽自動車税に環境性能割を導入します。■自動車取得税　平成31年９月30日をもって自動車取得税を廃止します。法人市町村民税(市町村税)■納める額●法人税割 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　＝* 平成26年10月１日から平成31年9月30日までに開始する事業年度

自動車税（府税）平成31年10月に環境性能割が創設されます！　地方税法の改正にともない、自動車取得税が廃止（平成31年９月30日）され、自動車税及び軽自動車税にそれぞれ環境性能割が創設されます。自動車取得税（府税）■納める方法　自動車の登録又は使用の届出の際に、自動車税事務所に申告書を提出し、納めます。　※地方税法の改正にともない、自動車取得税は平成31年９月30日に廃止されます。軽自動車税（市町村税）○対象及び軽課割合<軽乗用車>

|  |  |
| --- | --- |
| 対象車 | （略） |
| 電気軽自動車等 | （略） |
| （略） | （略） |

<軽貨物車>

|  |  |
| --- | --- |
| 対象車 | （略） |
| 電気軽自動車等 | （略） |
| （略） | （略） |

※「電気軽自動車等」：電気軽自動車及び天然ガス軽自動車（ポスト新長期規制からNOx10％低減）消費税（国税）■納める額　なお、消費税収入は社会保障施策の財源として使途が明確化されており、平成31年10月１日以後は、税率が10％（うち国税7.8％）に引き上げられ（ただし、経過措置が適用されるものを除きます。）、この税率引上げと同時に消費税の軽減税率制度が導入されます。　○消費税率の標準税率及び軽減税率

|  |  |
| --- | --- |
| 　　　　適用開始日区分 | 平成31年10月１日 |
| （略） | （略） |
| （略） |

地方消費税（府税）■納める額●税率

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 適用期間 | 平成26年４月１日から | 平成31年10月１日から |
| （略） | （略） | （略） |

 | ■法人府民税平成29年４月１日以後に開始する事業年度より、地方法人税の拡充に伴い、法人府民税法人税割の税率を引き下げます。現行： 4.2％(3.2％)　 →　平成29年度以降 2％(1％)　※( )は標準税率です。■地方法人特別税の廃止平成29年4月１日以後に開始する事業年度より、地方法人特別税を廃止し法人事業税に復元することに伴い法人事業税の税率を引き上げます。■自動車税（２）平成29年4月１日より自動車税・軽自動車税に環境性能割を導入します。■自動車取得税　平成29年３月31日をもって自動車取得税を廃止します。法人市町村民税(市町村税)■納める額●法人税割 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　＝* 平成26年10月１日から平成29年３月31日までに開始する事業年度

自動車税（府税）平成29年４月に環境性能割が創設されます！　地方税法の改正にともない、自動車取得税が廃止（平成29年３月31日）され、自動車税及び軽自動車税にそれぞれ環境性能割が創設されます。自動車取得税（府税）■納める方法　自動車の登録又は使用の届出の際に、自動車税事務所に申告書を提出し、納めます。　※地方税法の改正にともない、自動車取得税は平成29年３月31日に廃止されます。軽自動車税（市町村税）○対象及び軽課割合<軽乗用車>

|  |  |
| --- | --- |
| 対象車 | （略） |
| 電気自動車等 | （略） |
| （略） | （略） |

<軽貨物車>

|  |  |
| --- | --- |
| 対象車 | （略） |
| 電気自動車等 | （略） |
| （略） | （略） |

※「電気自動車等」：電気自動車及び天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNOx10％低減）消費税（国税）■納める額　なお、消費税収入は社会保障施策の財源として使途が明確化されており、平成29年４月１日以後は、税率が10％（うち国税7.8％）に引き上げられ（ただし、経過措置が適用されるものを除きます。）、この税率引上げと同時に消費税の軽減税率制度が導入されます。　○消費税率の標準税率及び軽減税率

|  |  |
| --- | --- |
| 　　　　適用開始日区分 | 平成29年4月１日 |
| （略） | （略） |
| （略） |

地方消費税（府税）■納める額●税率

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 適用期間 | 平成26年４月１日から | 平成29年４月１日から(予定) |
| （略） | （略） | （略） |

 |

「平成28年度版　法人府民税、法人事業税、地方法人特別税のしおり」

※「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」等の施行に伴う変更について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 頁 | 変更後 | 変更前 |
| P8P9 | 平成28年度税制改正の概要について１　（略）(1) （略）■法人事業税の税率表(※)　大阪府の超過課税の適用期間について、平成29年10月31日までの間に終了する事業年度分までとなっています。(2) （略）

|  |  |
| --- | --- |
| 要件（注１） | ①基準法人事業税額　　　　>　②　当該事業年度の課税標準額に平成28年３月31日現在の適用税率を用い算定した法人事業税額（基準法人事業税額とは、上記のそれぞれの期間に開始する事業年度に適用される税率を用いて算定した法人事業税額をいいます。） |
| (略) | （略） | （略） |

２　（略）　平成31年10月１日以後に開始する事業年度より、地方法人税の拡充（法人住民税の一部交付税原資化）に伴い、法人住民税法人税割の標準税率が1.0％（制限税率2.0％）に改正されました。３　（略）　平成31年10月１日以後に開始する事業年度より、地方法人特別税を廃止し法人事業税に復元することに伴い、法人事業税(所得割・収入割)の税率が改正されました。　※平成31年10月１日以後に開始する事業年度については、条例が公布され次第、周知します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 法人の種類 | 所得等の区分 | 税率（％） |
| 平成26年10月1日から　平成31年9月30日までの間に開始する事業年度 |
| 超過税率（※） | 不均一課税適用法人の税率（標準税率） |
| (略) | (略) | (略) | 3.65 | 3.4 |
| 5.465 | 5.1 |
| 7.18 | 6.7 |
| 3.65 | 3.4 |
| 4.93 | 4.6 |
| 0.965 | 0.9 |

（※）　大阪府の超過課税の適用期間について、平成29年10月31日までの間に終了する事業年度分までとなっています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法人の種類 | 所得等の区分 | 税率（％） |
| 平成28年4月1日から平成31年9月30日までの間に開始する事業年度 |
| 超過税率（※） | 不均一課税適用法人の税率（標準税率） |
| (略) | (略) | 0.395 | 0.3（注） |
| 0.635 | 0.5（注） |
| 0.88 | 0.7（注） |
| 1.26 |  |
| 0.525 |  |

（注）　大阪府では、法人事業税への適用はありませんが、地方法人特別税の基準法人所得割額の計算に用います。（※）　大阪府の超過課税の適用期間について、平成29年10月31日までの間に終了する事業年度分までとなっています。４　（略）・法人事業税　寄附額の10％【ただし、法人事業税額の20％が上限（平成31年10月１日以後に開始する事業年度は15％）】・法人府民税(法人税割)　寄附額の5％（平成31年10月１日以後に開始する事業年度は2.9％）【ただし、法人府民税法人税割額の20％が上限】 | 平成28年度税制改正の概要について１　（略）(1) （略）■法人事業税の税率表(※)　超過課税の適用期間について、大阪府では、平成29年10月31日までの間に終了する事業年度分までとなっています。(2) （略）

|  |  |
| --- | --- |
| 要件（注１） | ①基準法人事業税額　　　　>　②　当該事業年度の課税標準額に平成28年３月31日現在の適用税率を用い算定した法人事業税額（基準法人事業税額とは、上　　(※(b)(c)については、上記事業記のそれぞれの期間に開始す　　税額に同日現在の地方法人特別る事業年度に適用される税率　　税相当分の率を乗じて算定したを用いて算定した法人事業税　　金額との合計額額をいいます。） |
| （略） | （略） | （略） |

２　（略）　平成29年４月１日以後に開始する事業年度より、地方法人税の拡充（法人住民税の一部交付税原資化）に伴い、法人住民税法人税割の標準税率が1.0％（制限税率2.0％）に改正されました。３　（略）　平成29年４月１日以後に開始する事業年度より、地方法人特別税を廃止し法人事業税に復元することに伴い、法人事業税(所得割・収入割)の税率が改正されました。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 法人の種類 | 所得等の区分 | 税率（％） |
| 平成29年4月1日以後に開始する事業年度 | 平成26年10月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度 |
| 超過税率（※） | 不均一課税適用法人の税率（標準税率） | 超過税率（※） | 不均一課税適用法人の税率（標準税率） |
| (略) | (略) | (略) | 5.25 | 5.0 | 3.65 | 3.4 |
| 7.665 | 7.3 | 5.465 | 5.1 |
| 10.08 | 9.6 | 7.18 | 6.7 |
| 5.25 | 5.0 | 3.65 | 3.4 |
| 6.93 | 6.6 | 4.93 | 4.6 |
| 1.365 | 1.3 | 0.965 | 0.9 |

（※）　超過課税の適用期間について、大阪府では、平成29年10月31日までの間に終了する事業年度分までとなっています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法人の種類 | 所得等の区分 | 税率（％） |
| 平成29年4月1日以後に開始する事業年度 | 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度 |
| 超過税率（※） | 超過税率（※） | 不均一課税適用法人の税率（標準税率） |
| (略) | (略) | 1.995 | 0.395 | 0.3(注) |
| 2.835 | 0.635 | 0.5(注) |
| 3.78 | 0.88 | 0.7(注) |
| 1.26 | 1.26 |  |
| 0.525 | 0.525 |  |

（注）　大阪府では、法人事業税への適用はありませんが、地方法人特別税の基準法人所得割額の計算に用います。（※）　超過課税の適用期間について、大阪府では、平成29年10月31日までの間に終了する事業年度分までとなっています。４　（略）・法人事業税　寄附額の10％【ただし、法人事業税額の20％が上限（平成29年４月１日以後に開始する事業年度は15％）】・法人府民税(法人税割)　寄附額の5％（平成29年４月１日以後に開始する事業年度は2.9％）【ただし、法人府民税法人税割額の20％が上限】 |

「平成28年度版　自動車税、自動車取得税のしおり」

※「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」等の施行に伴う変更について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 頁 | 変更後 | 変更前 |
| P4 | 自動車税平成31年10月に環境性能割が創設されます！ | 自動車税平成29年４月に環境性能割が創設されます！ |